

ふれあいスペース宮前利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約は、ふれあいスペース宮前（以下「スペース」という。）の利用に関する事項を定める。

(利用目的)

第2条 スペースは、地域住民による地域の交流活動、福祉の増進活動、地域の安全活動並びにその他社会に貢献する活動を支援及び促進するために利用されるものとする。

(利用場所)

第3条 スペースの所在地は、特別養護老人ホーム富士見プラザフォンテーヌ 鷲沼（川崎市宮前区土橋3丁目1番6号）1階部分90平方メートルとする。

(登録申請)

第4条 ふれあいスペース宮前利用者会（以下「利用者会」という。）への入会を希望する者は、利用登録申請書（第1号様式）を提出し、ふれあいスペース宮前運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を受けた団体とする。

2 登録申請の資格を有する者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的とするものではないこと。
- (2) 政治活動を目的とするものではないこと。
- (3) 宗教活動を目的とするものではないこと。
- (4) 暴力もしくは不法行為を目的とするものではないこと。
- (5) 私用（冠婚葬祭の通知、年賀状、各種案内状の作成等個人としての活動）に供することを目的とするものではないこと。

(入会金等)

第5条 新規加入者は登録時に次の金額を支払うものとする。

- (1) 入会金 1,000円
- (2) 会員証発行料 100円（1枚につき）

(利用申請)

第6条 スペースの予約は、指定の利用スケジュール表に記載して行うものとする。

- 2 スペースを公平に利用するため、スペースを利用する団体（以下「利用者」という。）が1ヵ月内に確保できる利用単位は「ふれあいスペース宮前予約ルール」のとおりとし、予約手続きの細目については運営委員会が定めるものとする。
- 3 スペースの利用単位は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 9時から12時
 - (2) 午後 14時から17時ただし、定期清掃日及び運営委員会が別途定める期間はスペースを利用することができない。
- 4 スペースの1単位あたりの利用料金は無料とする。

(利用登録の更新)

第7条 利用登録の更新は毎年度ごとに行うものとする。

- 2 利用者は利用登録の更新を希望する場合、登録継続申請書（第2号様式）を運営委員会に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 更新料は前年度の利用回数に従い別表のとおりとし、毎年度の総会の際に支払うものとする。

(利用登録の変更)

第8条 利用者は利用登録の内容に変更があった場合、速やかに利用登録変更届（第3号様式）を運営委員会に提出しなければならない。

(鍵の受領及び返却)

- 第9条 利用日にスペースを利用する者は、スペースに隣接するフロントウンスギぬま事務所において会員証を提示し、必要事項を記載のうえ鍵を受領する。
- 2 利用者は、責任をもって鍵の管理及び返却を行う。

(遵守事項)

第10条 利用者は、利用の際は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用記録簿に所定の事項を記入すること。
- (2) 壁、柱又は扉等へ貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 私物を置かないこと。
- (5) 利用後は原状に復帰し、トイレを含め清掃し、ゴミは持ち帰ること。
- (6) スペースの消灯をし、窓・扉の鍵かけ、エアコンの電源を切ること。

- (7) 飲酒・喫煙をしないこと。
 - (8) 騒音を発生させ、近隣に迷惑をかけないこと。
 - (9) 所定の駐車場以外に駐車しないこと。
 - (10) その他、上記に類似する行為及び運営委員会の定める行為をしないこと。
- 2 上記遵守事項に違反した利用者は、スペースの利用資格を喪失する。

(損害賠償)

第 11 条 利用者は、その責に帰すべき事由により、利用財産の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用者は、利用の権利を転貸し、若しくは譲渡し、又は利用目的を変更してはならない。

(利用資格の喪失)

第 13 条 利用者は、次の各号の一に該当した場合は、利用者の資格を喪失し、利用者会から退会する。

- (1) 利用者が利用者会退会届（第 4 号様式）を提出したとき、又は利用登録の更新をしなかったとき。
 - (2) 利用者となった団体が解散等により消滅したとき。
 - (3) 利用者が第 4 条第 2 項に定める登録要件に反したと運営委員会が認めたとき。
 - (4) 利用者会の総会において、過半数の決議により当該利用者の資格が剥奪されたとき。
- 2 スペースの利用資格を喪失した者が資格を取得するには、再度運営委員会の承認を得なければならない。
- 3 利用資格を喪失した場合、入会金及び更新料等の返還はしないものとする。

(個人情報の管理)

第 14 条 この規約に定める各種の登録及び利用手続き等にあたり利用者から徴した個人情報については、登録情報の管理、スペースの運営及び利用等のみ使用する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、スペースの利用に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附則

この規約は、平成21年 4月18日から施行する。

この規約は、令和 2年10月 6日から施行する。

この規約は、令和 5年 6月27日から施行する。

別表 第7条の3関係

回数	金額	回数	金額	回数	金額
0～1回	1,000円	11～15回	2,500円	26～30回	4,000円
2～5回	1,500円	16～20回	3,000円	31～35回	4,500円
6～10回	2,000円	21～25回	3,500円	36回以上	5,000円

ふれあいスペース宮前 利用登録申請書

年 月 日

団体の正式名称				
団体の略称(あれば)				
代表者氏名		住所		
E-mail		電話	FAX	
連絡担当者氏名		住所		
E-mail		電話	FAX	
団体等の事業目的				
利用目的 *該当事項を○で囲んで下さい	1. 営利を目的としたもの	である	でない	
	2. 政治活動を目的としたもの	である	でない	
	3. 宗教活動を目的としたもの	である	でない	
	4. 暴力または不法行為等を目的とした	である	でない	
	5. 個人的活動を目的としたもの (年賀状の印刷、冠婚葬祭の案内の作成等を目的としたものなど)	である	でない	
	6. 住民交流・社会貢献活動を目的としたもの	である	でない	
主な利用形態				
その他利用するうえでの特殊事情				
利用カード発行枚数	円 × 枚 =			

運営委員会記入欄

会員 No.	
特記事項	

ふれあいスペース宮前 登録継続申請書

年 月 日

団体名称		会員番号	
------	--	------	--

登録継続意思 (該当する欄に○印をして下さい)	令和 年 月 日からも利用団体として 継続する	
	令和 年 月 日末で利用者を退会 する	
代表者 (改めて記入し てください)	名前	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
連絡担当者 (改めて記入し てください)	名前	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
その他		

この登録継続申請書は、登録各団体の意思表示として取り扱います。

提出されない場合は、退会するものとして処理しますので「必ず提出」して下さい。

運営委員会記入欄

受付担当者	
特記事項	

(第3号様式)

ふれあいスペース宮前 利用登録変更届

年 月 日

団体名称		会員番号	
------	--	------	--

以下変更事由のみ記入してください

新団体名称		
新代表者	名前	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
新連絡担当者	名前	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
その他特記事項		

運営委員会記入欄

受付担当者	
特記事項	

(第4号様式)

ふれあいスペース宮前 利用者会退会届

年 月 日

団体名称		会員番号	
------	--	------	--

代表者	名前	
	住所	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
退会理由		
退会年月日	令和 年 月 日	
会員証返却	枚 (紛失 枚 廃棄 枚)	

運営委員会記入欄

受付担当者	
特記事項	